

写真スタジオ支援グループウェア・パーカー ボリュームライセンス使用権許諾契約書

本契約は、株式会社インサイドフィールド(以下、「弊社」といいます。)と団体などの代表者との間で、写真スタジオ支援グループウェア・パーカー(以下「本ソフトウェア」といいます。)の使用を許諾する件に関して定めるものです。

- 1- 定義
 - 1-1 「お客様」とは、法人及び個人の集団(スタディーグループなど)の代表者として。
 - 1-2 「構成員」とはお客様及びお客様が所属する法人の役員、従業員あるいはスタディーグループなどの会員であることとします。
 - 1-3 「ボリュームライセンス」とは、複数ライセンスを年間契約にて購入した契約代表者本人(お客様)との間で締結されるライセンスとし、ボリュームライセンスはお客様にのみライセンスされます。
 - 1-4 既存ユーザの現行ライセンスが含まれる場合は、代表者は1年以上のパーカーの利用経験を有すること、かつライセンス総数の50%を既存ユーザーが越えないことを条件とします。
- 2- 契約の成立
 - 2-1 弊社が配布した認証条件を構成員が通過して、本ソフトウェアにログインすることによって、お客様は本契約に同意し、内容を承認したこととします。
 - 2-2 弊社は承認後にライセンス数の利用を保証します。
 - 2-3 弊社はソフトウェアの故障を除き、代表者からの問い合わせにのみ対応します。
 - 2-4 本契約は、ボリューム契約を前提とした価格で提供されます。他のお客様との公平性において、いかなる理由によっても、契約期間内にライセンス数を削減する変更はできないこととします。ライセンス数増加の変更は現行契約を随時終了することによって、新たに契約を締結できることとします。
- 3- 使用許諾
 - 3-1 本ソフトウェアの使用許諾
 - 3-1-1 構成員が所属する同一建物内に限り1ライセンスにて本ソフトウェアの利用を許諾します。ただし利用するPCの台数に制限はありません。本契約におけるライセンス数の上限は最大10ライセンスです。
 - 3-1-1-1 費用は次の式によって計算されることとします。(総額は10円単位切り捨て)
小計 = $-666.67 \times \text{ライセンス数} + 16667$
費用総額 = $\text{ライセンス数} \times \text{小計} + \text{消費税相当額}$
 - 3-1-2 本契約における1ライセンスは、2か所以上の建物を超えての利用を許諾するものではありません。以下の場合は複数ライセンスが必要です。
 - 3-1-2-1 本店と支店、あるいは代表者スタジオと構成員スタジオのような場合
 - 3-1-2-2 現住所やグローバルIPアドレスなどが異なる場所から同じ認証情報にて本ソフトウェアを利用する場合
- 4- 契約の解除等
 - 4-1 弊社は、お客様が次の各号に該当した場合、本契約を解除することができるものとします。
 - 4-1-1 費用が支払われない場合
 - 4-1-2 本契約の違反の通知後30日以内に改善が行われない場合
- 5- 責任の範囲
 - 5-1 法律上除外または制限することのできない救済手段を除き、お客様はすべての構成員の責を負うこととします。
 - 5-2 費用は契約の総額がお客様にのみ請求されます。
- 6- 準拠法、管轄裁判所
 - 6-1 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
 - 6-2 本契約の解釈および履行に関して生じる一切の紛争の解決については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定日：2020年01月15日